

5新食第3191号

5消安第7965号

令和6年3月28日

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課長
食品製造課長
外食・食文化課長
消費・安全局食品安全政策課長

小林製薬が販売した紅麴関連食品に関する回収の協力要請について

今般、小林製薬株式会社が販売した下記の紅麴関連食品について、厚生労働省より、別紙のとおり食品衛生法（昭和22年法律第233号）第59条に基づく廃棄命令等の措置を講じるよう大阪市に対し通知し、大阪市において事業者による廃棄に向けた回収を命じているところです。

当該事業者が販売した製品は、国内に広く流通している可能性があり、健康被害の発生及び拡大を未然に防ぐ必要があることから、①会員企業等において当該製品の在庫の有無を御確認いただくとともに、②購入者に対して使用を中止するよう周知していただくほか、③当該製品の回収に御協力いただき、製品の撤去・回収が円滑かつ確実に行われるよう、会員企業等への周知・徹底をお願いいたします。

記

対象食品：

1. 紅麴コレステヘルプ(45粒15日分、90粒30日分、60粒20日分)
2. ナイシヘルプ+コレステロール
3. ナットウキナーゼさらさら粒 GOLD

(別 紙)

厚生食監発 0326 第 6 号

令和 6 年 3 月 26 日

大阪市健康局長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

紅麴を含むいわゆる健康食品の取扱いについて

今般、令和6年3月22日に紅麴を含むいわゆる健康食品を取り扱う事業者（小林製薬株式会社）より、「紅麴関連製品の使用中止のお願いと自主回収のお知らせ」(<https://www.kobayashi.co.jp/info/20240322/>) に関する報道発表が行われ、厚生労働省ホームページにおいても、情報提供及び注意喚起等を行っているところです。

本日、小林製薬株式会社から状況等について聴取したところ、

- ・ 紅麴を含む特定のいわゆる「健康食品」を摂取した者で健康被害が多数報告されていることに加え、2名の死亡事例が報告されたこと
- ・ 健康被害との関連性が明らかとはなっていないこと

から、当該事業者が取り扱う下記の食品については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条第2号に該当するものとして取り扱い、同法第59条に基づく廃棄命令等の措置を講じていただくようお願いします。

記

対象食品：

1. 紅麴コレステヘルプ（45粒15日分、90粒30日分、60粒20日分）
2. ナイシヘルプ+コレステロール
3. ナットウキナーゼさらさら粒 GOLD